

岐阜県日本語教育人材バンク実施要領

（目的）

第1条 この要領は、岐阜県（以下「県」という。）が地域における日本語教育の提供体制の充実を目的として、必要な人材を登録し紹介するために設置する「岐阜県日本語教育人材バンク」（以下「人材バンク」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 事業内容は次に掲げるものとする。

日本語教育人材を登録し、市町村や地域の日本語教室等へ人材の紹介を行う。

（人材バンク登録資格）

第3条 人材バンクに登録できる者は、岐阜県日本語教育人材育成研修会または令和3年度実施の岐阜県日本語教育人材育成スキルアップ研修を修了し、（1）または（2）の要件を満たしている者とする。

- （1）日本語教師としての資格を満たし、1年以上の日本語指導経験があること
- （2）地域日本語教室において5年以上教室運営またはコーディネート業務の経験があること

2 前項の「日本語教師としての資格を満たす」とは、下記いずれかの要件を満たしていることを指す。

- （1）大学（短期大学を除く）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- （2）大学（短期大学を除く）又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- （3）（公財）日本国際教育支援協会実施の日本語教育能力検定試験に合格した者
- （4）日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者
- （5）日本語教育機関認定法に基づき、登録日本語教員の登録を受けた者

*（1）（2）（4）は、【必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程】または【平成12年報告に対応した日本語教員養成課程】とする。下記いずれかの資料に掲載されている日本語教員養成課程を対象とする。

【資料1】文化庁 | 文化庁国語課への届け出を受理された日本語教師養成研修実施機関・団体

【資料2】文化庁 | 日本語教師養成課程を実施する大学一覧

(資料1・2 共通) https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kyoin_kenshu/92159401.html

[資料3] 文部科学省 | 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置における日本語教員養成課程等の確認結果 https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/93964001.html

* (3)(4)について、学歴は問わない。

[参考：出入国在留管理庁「日本語教育機関の告示基準」、日本語教育機関認定法]

(活動内容)

第4条 人材バンク登録者の活動内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日本語指導

日本語学習者に専門性をもって日本語を指導する。

(2) 教室コーディネート

教室運営者の一員として、日本語教室の運営、関係者間の調整等を担う。

(3) 運営アドバイス

新規日本語教室の立ち上げ支援や、地域日本語教室が抱える課題に対し、解決に向けた提案を行う。

(登録方法)

第5条 人材バンクへの登録を希望する者は、「岐阜県日本語教育人材バンク登録申請書(様式1)」に必要事項を記入し、必要書類と併せて電子申請フォームまたは郵送により県に提出するものとする。

2 県は、前項に規定する申請書を受理した時は、その内容を審査し、申請内容が適当と認められる場合は、概ね2週間以内に、「岐阜県日本語教育人材バンク登録者名簿(様式2)」に登録した上で、登録を受けた者(以下、「登録者」という。)に「岐阜県日本語教育人材バンク登録結果通知書(様式3)」を送付し、その情報の一部をホームページで公開するものとする。

3 登録者は、登録後に登録申請書の記載事項に変更があった場合は、「岐阜県日本語教育人材バンク登録申請書(様式1)」に変更箇所を記載し、必要書類と併せて電子申請フォームまたは郵送により登録内容の変更申請を行うものとする。

(登録期間)

第6条 人材バンクの登録期間は、登録した日の属する年度の3月末日までとする。ただし、県及び登録者の双方に異議がない場合には、登録期間満了後、1年ごとに自動的に更新されるものとする。

(登録の抹消)

第7条 県は、登録者が次の各号に該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者から登録抹消の申し出があったとき
- (2) 登録者と連絡が取れない等、その所在が不明となったとき
- (3) 登録者が第3条各号に掲げる要件を失ったとき
- (4) 登録者本人が死亡したとき
- (5) その他登録者としてふさわしくない行為があったとき

(登録者の紹介を依頼できる機関等)

第8条 県に登録者の紹介を依頼できる者は、次に掲げる機関等とする。

- (1) 県内の地方公共団体、教育機関等
- (2) 県内に所在する地域の日本語教室
- (3) 県内に所在する団体、企業等

なお、専ら日本語教育を行う機関(日本語学校等)が教員採用のために利用することはできない。

(紹介の依頼)

第9条 県に登録者の紹介を依頼する機関等(以下、「依頼機関」という。)は、原則として紹介を希望する日の3週間前までに、「岐阜県日本語教育人材バンク登録人材紹介依頼書(様式4)」に必要事項を記入し、関係書類とともに電子メール又は郵送で提出するものとする。

2 県は、前項の紹介依頼の内容を適当と認めたときは、紹介希望人材に承諾を得たうえで、依頼機関に「岐阜県日本語教育人材バンク登録人材紹介書(様式5)」により登録者の氏名及び電話番号等を提供する。同時に、承諾した登録者に対して「岐阜県日本語教育人材バンク紹介通知書(様式6)」を送付する。

3 県は、第1項の依頼の内容を不適当と認めたときは、速やかにその旨を依頼機関に連絡するものとする。

(依頼不可要件)

第10条 依頼機関は、次に掲げる活動を依頼することはできない。

- (1) 政治・宗教活動
- (2) 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼし、善良な風俗を害するおそれのある活動
- (3) その他不適切と認められる活動

(依頼機関の責務等)

- 第 11 条 依頼機関は、登録者に対し活動内容、報酬、交通費の支給等の依頼条件について事前に明示し、速やかに通知しなければならない。
- 2 依頼機関は、登録者の紹介を受けるまでに活動内容等に変更が生じた場合は、速やかに県に連絡しなければならない。また、登録者の紹介を受けた後、契約決定までに活動内容等に変更が生じた場合は、県及び紹介を受けた登録者に速やかに連絡しなければならない。
- 3 依頼機関は、紹介を受けた登録者との契約の有無について、「岐阜県日本語教育人材バンク紹介結果報告書（様式 7）」により、県に速やかに報告しなければならない。
- 4 依頼機関は、活動終了後、「岐阜県日本語教育人材バンク実施報告書（様式 8）」に必要事項を記入し、活動の終了の日から 1 ヶ月以内に県に提出しなければならない。
- 5 依頼機関は、登録者の個人情報を適正に管理しなければならない。
- 6 県は、登録者の紹介実績について「岐阜県日本語教育人材バンク活用実績管理簿（様式 9）」を作成し管理するものとする。

(免責等)

- 第 12 条 登録者及び依頼機関は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。
- 2 登録者及び依頼機関は、事業の実施にあたり、両者間で取り決めた条件の不履行等により双方が損害を被らないよう配慮しなければならない。万が一、事故等が発生した場合は、当事者間の責任において誠意を持って解決にあたるものとする。
- 3 県は事業実施に関する一切の損害賠償の責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第 13 条 県は、人材バンクに寄せられた個人に関する情報は、個人情報の保護に関する法律に規定する「個人情報」として、同法に基づき適正に管理するとともに、目的外の利用は行わないものとする。

(秘密の保持)

- 第 14 条 登録者及び依頼機関は、活動によって知り得た情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならないものとする。

(事務局)

- 第 15 条 人材バンクを実施する県の事務局は、県外国人活躍・共生社会推進課とする。

(職業紹介事務担当者)

第 16 条 県外国人活躍・共生社会推進課長は、課の職員のうちから人材バンクの職業紹介事務担当者を選任するものとする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。